様式第九号（第十条の六関係）　　令和 8 年11月 2 日

許可番号　第０５６２０１２４１１６号

産業廃棄物処分業許可証

住　所　愛知県名古屋市中村区名駅三丁目２８番１２号大名古屋ビルヂング

氏　名　株式会社　ジー・イーテクノス
代表取締役　栁　学　　様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 １ ４ 条 第 ６ 項の許可を受けた者であることを証する。

横　浜　市　長　　原　澤　敦　美

横浜市長印 資源循環局専用

許　可　の　年　月　日　　令和 8 年 1 月 1 日
許 可 の 有 効 年 月 日　　令和１２年１２月３１日

１．事業の範囲

中間処理
（１）破砕：廃プラスチック類、木くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類　以上４種類
（２）混練：燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん　以上１３種類（上記物は、いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除く）

NO COPY
再複写無効

２．事業の用に供するすべての施設

事業の用に供する施設の所在地
神奈川県横浜市神奈川区恵比須町８番９　外一筆の一部

処理施設の概要
（１）　破砕施設　１基（1,140ｔ/日）
設置年月日：平成１７年１２月２６日　許可年月日：平成１７年１１月 ２ 日
許可番号：10263
産業廃棄物の種類：廃プラスチック類、木くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類　以上４種類
（２）　混練施設　１基（892.8 ㎥/日）
設置年月日：令和 ５ 年１２月１３日
産業廃棄物の種類：燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん　以上１３種類

３．許可の条件

（１）中間処理に伴う産業廃棄物の保管量は、8460.75㎥以内とする。

４．許可の更新又は変更の状況

平成１８年 １ 月 １ 日　新規許可
令和 ８ 年 １ 月 １ 日　更新許可

５．規則第１０条の４第７項の規定による許可証の提出の有無　　無